

令和5年3月定例会（令和5年3月27日）

泉南清掃事務組合議会会議録

令和5年第1回泉南清掃事務組合議会定例会会議録

目 次

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のための出席者	2
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○管理者の挨拶	4
○例月現金出納検査結果報告	4
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○議員提出議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
○閉会の宣告	20
○署名議員	21

令和5年泉南清掃事務組合議会第1回定例会

議事日程（第1号）

令和5年3月27日（月曜日）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 監査報告第1号 例月現金出納検査結果報告
- 日程第 4 議案第 1号 泉南清掃事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定
について
- 日程第 5 議案第 2号 泉南清掃事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定に
ついて
- 日程第 6 議案第 3号 泉南清掃事務組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
- 日程第 7 議案第 4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整
備に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 5号 令和5年度泉南清掃事務組合一般会計予算について
- 日程第 9 議員提出議案第1号 泉南清掃事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の
制定について

本日の会議に付した事件

日程第1～日程第9

出席議員（12名）

1番	福田雅之君	2番	二神勝君
3番	中村秀人君	4番	上甲誠君
5番	見本栄次君	6番	浅井妙子君
7番	岡田好子君	8番	谷藤麻由奈君
9番	井上実君	10番	古谷公俊君
11番	河部優君	12番	森裕文君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

管理者	山本優真君	副管理者	水野謙二君
会計管理者	東野雅毅君		

事務局職員出席者

事務局長	稲垣豊司君	事務局次長兼 総務課長	川村和幸君
事業課長	古木康之君	事業課長代理	栗阪友幾君

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（見本栄次君） 皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、これより開催させていただきます。

本日、議員皆さんには、公私とも何かとご多忙のところご出席賜り厚くお礼を申し上げます。

議員定数12名全員出席ですので、令和5年第1回泉南清掃事務組合議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（見本栄次君） これより会議を開きます。



◎会議録署名議員の指名

○議長（見本栄次君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、7番、岡田好子議員、8番、谷藤麻由奈議員を指名いたします。



◎会期の決定

○議長（見本栄次君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（見本栄次君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

◇

◎管理者の挨拶

○議長（見本栄次君） 続きまして、開会に当たり管理者から挨拶のため発言を求めておりますので、これを許可いたします。

山本管理者、どうぞ。

○管理者（山本優真君） 令和5年第1回泉南清掃事務組合議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

見本議長をはじめ組合議員各位におかれましては、清掃行政全般にわたり格段のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日の議案につきましては、配付している資料のとおりでございますけれども、議案第1号から議案第5号、それから議員提出議案第1号、以上の6件についてご審議いただくものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、私のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願います。

○議長（見本栄次君） どうもありがとうございました。

◇

◎例月現金出納検査結果報告

○議長（見本栄次君） 日程第3、監査報告第1号 例月現金出納検査結果報告について、上甲監査委員より願います。

4番、上甲議員。

○4番（上甲 誠君） それでは、おはようございます。

議長のお許しを得ましたので、監査報告第1号 例月現金出納検査結果報告につきましてご報告申し上げます。

資料につきましては、既に配付いたしておりますのでご覧いただいているものと存じます。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づきまして、令和4年度会計の令和4年11月分から令和5年1月の3か月分の検査を実施いたしました。

検査の結果でございますが、出納関係諸帳簿及び証拠書類、現金、預金残高について、収

支内容を照合したところ、いずれも符合しており、出納は適正に執行されております。

以上、簡単ではございますけれども、これで例月現金出納検査結果報告を終わります。

○議長（見本栄次君） どうもありがとうございました。

以上で、日程第3、監査報告第1号 例月現金出納検査結果報告を終わります。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（見本栄次君） 日程第4、議案第1号 泉南清掃事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題といたします。

管理者の説明を求めます。

山本管理者、どうぞ。

○管理者（山本優真君） ただいま上程されました議案第1号 泉南清掃事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてにつきまして、説明を申し上げます。

お手数ですが、議案書1ページをお開き願います。

提案理由といたしまして、個人情報の保護に関する法律の一部改正により、個人情報保護法制が一元化されることに伴い、法律の施行条例を制定する必要があるため、本条例を提案するものでございます。

それでは、条例の内容につきましてご説明を申し上げます。

議案書3ページをお開き願います。

第1条は、条例の趣旨を、第2条は、実施機関及び条例において用いる用語の定義を規定するものでございます。第3条は、法の規定に基づき開示請求に係る手数料等について定めるものでございます。第4条は、審査会への諮問について、第5条は、運用状況の公表の実施について、第6条は、委任についてを規定しております。

最後に、附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行することとし、現行の泉南清掃事務組合個人情報保護条例を廃止することとしたほか、所要の経過措置を講ずることとしたものでございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、議案第1号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（見本栄次君） どうもありがとうございました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（見本栄次君） 質疑ないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（見本栄次君） 討論ないようですので、これで討論を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第4、議案第1号 泉南清掃事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（見本栄次君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（見本栄次君） 日程第5、議案第2号 泉南清掃事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてを議題といたします。

管理者の説明を求めます。

山本管理者、どうぞ。

○管理者（山本優真君） ただいま上程されました議案第2号 泉南清掃事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてにつきまして、ご説明を申し上げます。

議案書7ページをお開き願います。

提案理由といたしまして、個人情報の保護に関する法律の一部改正により、個人情報保護法制が一元化されることに伴い、所要の措置を講じる必要があるため、本条例を提案するものでございます。

議案書9ページをお開き願います。

まず、第1条は、条例の趣旨を、第2条は、審査会の設置、第3条は、審査会の所掌事項

について規定し、10ページからの第4条から第6条までは、審査会の組織、委員、調査権限について規定をしており、12ページにかけましての第7条から第10条までは、意見の陳述、意見書等の提出、委員による調査手続、資料の閲覧等について規定をしております。

第11条は、審査請求に係る調査審議手続の非公開、第12条は、諮問に対する答申書の写しの送付等、第13条は、実施機関または実施機関以外に対して資料の提出等必要な協力の依頼等を規定し、第14条は、委任について、第15条は、罰則について規定をしております。

最後に、附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものとし、現行の情報公開・個人情報保護審査会条例を廃止することとしたほか、所要の経過措置を講ずることとしたものでございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、議案第2号の説明とさせていただきます。

ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（見本栄次君） どうもありがとうございました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（見本栄次君） 質疑ないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（見本栄次君） 討論ないようですので、これで討論を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5、議案第2号 泉南清掃事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（見本栄次君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（見本栄次君） 日程第6、議案第3号 泉南清掃事務組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

管理者の説明を求めます。

山本管理者。

○管理者（山本優真君） ただいま上程されました議案第3号 泉南清掃事務組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてにつきまして、ご説明申し上げます。

議案書15ページをお開き願います。

提案理由といたしまして、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、本組合関係条例の規定を整備する必要があるため、本条例を提案するものであります。

議案書17ページを、議案補助資料は1ページをお開きください。

改正内容といたしましては、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う情報公開条例の一部改正であり、条文の追加及び文言の整理でございます。

主な改正内容につきましては、第6条、公開の請求手続について、請求書に形式の不備があると認められる場合を規定しており、第7条、公開の請求に対する決定等について、公開の決定日数については14日以内から30日以内となります。

19ページにかけましての第8条、公開の請求に係る情報が著しく大量である場合の規定について、第10条、公開しないことができる情報等について規定をしております。

最後に、附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものとし、所要の経過措置を講ずることとしたものでございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、議案第3号の説明とさせていただきます。

ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（見本栄次君） どうもありがとうございました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（見本栄次君） 質疑ないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（見本栄次君） 討論ないようですので、これで討論を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第6、議案第3号 泉南清掃事務組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（見本栄次君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（見本栄次君） 日程第7、議案第4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

管理者の説明を求めます。

山本管理者、どうぞ。

○管理者（山本優真君） ただいま上程されました議案第4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてにつきまして、ご説明申し上げます。

議案書21ページをお開き願います。

提案理由といたしまして、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、本組合関係条例の規定を整備する必要があるため、本条例を提案するものでございます。

それでは、改正内容につきましてご説明申し上げます。

議案書23ページ、補助資料は7ページをお開き願います。

まず、第1条、職員の定年等に関する条例の一部改正でございますが、必要な事項については泉南市の例によることから、法律改正に伴う条番号の整理を行います。

次に、第2条、職員の給与等及び勤務条件に関する条例の一部改正でございますが、こちらにつきましても泉南市の例によることから、法律改正に伴う条番号の整理を行います。

最後に、附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行することとし、第1条、泉南清掃事務組合職員の再任用に関する条例の廃止でございますが、職員の定年等に関する条例中へ、定年前再任用短時間勤務職員の任用について明記するため、廃止となります。

以上、甚だ簡単ではございますが、議案第4号の説明とさせていただきます。

ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（見本栄次君） どうもありがとうございました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（見本栄次君） 質疑ないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（見本栄次君） 討論ないようですので、これで討論を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第7、議案第4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（見本栄次君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（見本栄次君） 日程第8、議案第5号 令和5年度泉南清掃事務組合一般会計予算についてを議題といたします。

管理者の説明を求めます。

山本管理者、どうぞ。

○管理者（山本優真君） ただいま上程されました議案第5号 令和5年度泉南清掃事務組合一般会計予算についてにつきまして、ご説明申し上げます。

議案書25ページをお開き願います。

第1条、歳入歳出予算につきまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億4,143万4,000円と定めるものでございます。

また、第2条、地方債、3条、一時借入金の限度額、第4条、歳出予算の流用について、

本案のとおり定めるものでございます。

恐れ入りますが、別冊予算書2ページをお開き願います。

まず、歳出予算からご説明させていただきます。

第1款議会費といたしまして、組合議会の活動に要する経費といたしまして、331万9,000円を計上しております。

次に、第2款衛生費といたしまして、14億8,104万2,000円を計上しております。

次に、第3款公債費といたしまして、2億5,643万3,000円、第4款予備費としまして、60万円を計上しております。

以上、歳出予算額17億4,143万4,000円の予算でございます。

次に、歳入予算でございますが、1ページをお開き願います。

第1款分担金及び負担金としまして、11億9,665万9,000円、第2款使用料及び手数料としまして、1億4,625万4,000円、第3款国庫支出金としまして、2,444万5,000円、第4款繰越金としまして、1,000円、第5款諸収入といたしまして、4,767万6,000円、第6款組合債といたしまして、3億2,640万円を計上しております。

以上、歳入予算額17億4,143万4,000円の予算でございます。

なお、予算の詳細につきましては、改めて事務局長が説明をさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（見本栄次君） どうもありがとうございました。

続きまして、事務局の説明を求めます。

稲垣事務局長。

○事務局長（稲垣豊司君） それでは、私のほうから、議案第5号 令和5年度泉南清掃事務組合一般会計予算の詳細についてご説明を申し上げます。

少し長くなりますので、座って説明させていただきます。

まず、予算書21ページ、22ページにつきまして、誤りがございました。本日、A4横置きで右肩に正誤表というふうに書いていますのを配付しておりますので、おわびして訂正させていただきます。

それでは、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

予算書9ページをお開き願います。

第1款議会費でございますが、議員報酬及び行政視察等組合議会活動に要する経費といたしまして、331万9,000円を計上しております。

次に、10ページの第2款衛生費、第1項清掃費、第1目清掃総務費でございますが、11ページにかけまして、特別職の報酬をはじめ、総務課一般職員の4人分の給料、職員手当等共済費で3,949万8,000円を計上しております。

11節役務費につきましては、焼却施設・温水プール及びリサイクル施設の建物災害保険料107万6,000円をはじめ、通信費、各種健康診断料等で214万円を計上しております。

次に、12節委託料182万3,000円につきましては、財務書類作成並びに財務会計システム関連の経費及び組合ホームページに係る経費となります。

次に、12ページの13節使用料及び賃借料96万7,000円のうち、国有財産土地使用料35万6,000円につきましては、構成市の収集部門が使用している国有地敷地部分については有償貸付けとなりますので、近畿財務局に土地使用料を支払うものでございます。

続きまして、第2目塵芥処理費であります。13ページにかけまして、事業課一般職11人分の給料、職員手当等及び共済費で8,921万7,000円を計上しております。

次に、10節需用費4,901万8,000円のうち、光熱水費につきましては、上下水道使用料が主なものであり、修繕料につきましては、焼却設備やリサイクル施設などの修繕、フォークリフト、ショベルカー修繕が主なものでございます。

次に、14ページにかけましての12節委託料5億5,665万4,000円の主なものにつきましては、排ガス及びダイオキシン類等測定業務委託料については、法令に基づき作業環境の測定を年4回実施するものであり、一般廃棄物埋立処分委託料及び焼却灰等運搬業務委託料については、大阪湾広域環境整備センターへの埋立て処分費用及び運搬費用でございます。

また、資源ごみ選別等業務委託料は、有価物のリサイクルを推進するための費用でございます。

また、14ページ上段3行に記載しておりますごみ処理施設包括的運転等委託に係る経費は、平成30年度から実施している長期包括的運営委託事業でございます。

運転管理業務委託料については、プラント及びクレーン運転、破碎処理、計量業務、ごみ受入れ業務の一部及び粗大ごみ選別業務でございます。

次に、薬剤調達業務委託料は、有害ガス除去剤の消石灰、ダイオキシン除去のための活性炭及び焼却灰固形剤のキレート剤、排水処理で使用する苛性ソーダ等の薬剤の購入業務であり、電力調達業務委託料につきましては、工場等の電力調達業務でございます。

次に、14節工事請負費5億9,169万円のうち、ごみ焼却炉の定検工事につきましては、焼却設備が機能を十分に発揮できるよう、運転を一時休止し、主要設備の整備を行う法定点検

であり、その他の工事については、焼却設備及びリサイクル設備の機器改修工事でございます。

続きまして、15ページにかけましての第3目ごみ処理施設整備費1億260万1,000円は、次期ごみ処理施設整備事業に係る経費で、12節委託料につきましては、令和4年度から2か年にかけて実施しております生活環境影響調査業務委託料、令和4年度から3か年にかけて実施しております基本計画等策定業務委託料、また、温水プール解体工事に伴う実施設計業務委託料であります。

続きまして、温水プール管理費、12節委託料3,914万5,000円につきましては、温水プール指定管理料でございます。

次に、16ページの第3款公債費2億5,647万3,000円でございますが、大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業債、ごみ処理施設整備事業債等の元金、利子償還金でございます。

次に、ただいま説明いたしました歳出を賄うための歳入についてご説明いたします。

予算書7ページにお戻り願います。

第1款分担金及び負担金であります。泉南市が6億5,419万円、阪南市が5億4,246万9,000円となっております。

第2款使用料及び手数料につきましては、市民及び事業者の持込ごみ処理施設使用料1億4,625万3,000円を計上しております。

第3款国庫支出金につきましては、次期ごみ処理施設整備事業に係る基本計画等の補助金であり、2,444万5,000円を計上しております。

次に、8ページの第5款諸収入であります。雑入といたしまして、有価物売払代金が主なものであり、4,767万6,000円を計上しております。

次に、第6款組合債につきましては、大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業債、ごみ処理施設整備事業債、合わせて3億2,640万円を計上しております。

なお、予算書18ページから24ページにかけては人件費明細、25ページは債務負担行為について、26ページには地方債の調書を添付しております。

以上、簡単ではございますが、令和5年度泉南清掃事務組合一般会計予算の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（見本栄次君） ありがとうございます。

それでは、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、河部議員。

○11番（河部 優君） それでは、ちょっと質問させていただきます。

予算書の14ページ、款3ごみ処理施設整備費の関係で、昨年から、ごみ処理施設整備に係る予算が計上されておりますけれども、今回、委託料として3つ出ておりますけれども、そのうちの生活環境影響調査委託料、これについては、調査の時期等、どのような時期に調査をして、いつ結果が出るのか教えていただきたいと思います。

出た結果については、いつ頃議会に対してお示しをいただけるのか、それについても教えていただきたいと思います。

それと、昨年も、我々もちょっとメンバー替わっておりますけれども、昨年のこの予算委員会等で新たに設置されるごみ処理施設について、議論がされたというように聞いておりますけれども、その点についての環境アセス調査、行われていると思うんですけれども、その辺の結果についてはどのような状況になっていて、議会等に対しては説明がされるのかどうか教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（見本栄次君） 稲垣事務局長。

○事務局長（稲垣豊司君） それでは、生活環境調査業務委託料ということでございますけれども、これは、いわゆる環境アセスということの業務になってございます。

これは、昨年の11月から業務を始めまして、アセス業務というのは四季を通じて測定する必要がありますので、今年の11月まで、11月、12月まで測定があるということになります。その後、報告書をまとめまして、3月ぐらいに報告書ができるというふうになりますので、ちょっと来年、1年後に議会のほうにお示しできるというふうを考えております。

○議長（見本栄次君） 11番、河部議員。

○11番（河部 優君） 分かりました。

じゃ、昨年から2か年かけてこの調査を行って、現在も、まあ言うたら継続して行われているということですね。来年の3月に結果が出る方向ということなので、結果的には、ひょっとしたらないという可能性もあるので、この点についてはしっかり調査をしていただいて、どういう影響が出るのかということも含めて調査をしていただきたいというふうに思います。これはもう意見です。

○議長（見本栄次君） ほかに質疑ございませんか。

10番、古谷議員。

○10番（古谷公俊君） せっかくなので、ちょっと何点か質問させていただきます。

11ページのWeb会議システム利用料というのが、年間これだけかかっているんですけども、去年、どれぐらいWeb会議をされていたのかということと、あと、このストレスチェック実施手数料、これ、誰かここに呼んでいるんですか。ちょっと私も聞いたことないので、どういうものかちょっと詳細を教えてくださいなど。

先ほど、河部議員から出ていたんですけども、ちょっと僕は別の視点で質問させてもらいたいんですけども、その14ページのごみ処理の整備費なんですけれども、この委託料の基本設計の計画の、これ5,800万円と、温水プールの、解体のこれが700万円ですか、これはそれぞれ多分、募集かけて委託するんですけども、これ、設計委託料なので、これまとめもうちょっと安くとか、こういうのはできたりできないのか。ちょっと金額が結構かさんできているので、その辺のことをちょっと詳細教えてもらいたい。

もう一緒にやってもらうということで、予算でこれを落とすというような形でやってもらえないか。通常、これ設計委託やったら設計業者でできるはずなので。議員の中でも、プロがいてるから、ちょっとあれなんですけれども、ちょっとその辺のところでは経費削減じゃないですけども、それらは交渉するのもありじゃないかなと思いますけれども、お願いします。

○事業課長代理（栗坂友幾君） まず、Web会議についてお答えしますが、Web会議の開催についてですが、約5回から6回ぐらい開催しています。事務局から事前説明ということで、委員会の前に事前説明するというときに、Web会議を主に行っております。

大学の先生ちょっと忙しいですので、できたらWeb会議をお願いしますということで、その分、ちょっとWeb会議、回数、それからまた専門委員会のほうで増えてくると思うんですけども、以上です。

○議長（見本栄次君） 川村事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（川村和幸君） 私のほうからストレスチェックにつきましてお答えいたします。

このストレスチェックにつきましては、1人当たり1,500円掛ける11名掛ける1.1、消費税ということで、1万8,150円。その後、医師の面談としまして、3万円掛ける2人分で6万円、そして合計で7万8,150円計上させていただいているものでございます。

内容につきましては、医師が来ていただくのではなく、紙ベースで職員のほうにストレ

チェックをしまして、その後、さらに後、医師の面談が必要なところにつきましては、医師との面談に進んでいただくということで、当初は関係者へのチェックを予定しているものでございます。

以上です。

○議長（見本栄次君） 古木事業課長。

○事業課長（古木康之君） それでは、私のほうから、次期ごみ処理施設の整備費についてのご質問に対して回答させていただきます。

まず、次期ごみ処理施設整備に係る基本計画策定業務委託料の件なのですが、これは令和4年度から引き続きの令和5年度分でございます。環境関係のコンサルさんと契約をしての継続でございます。

それから、温水プール解体工事実施設計業務委託料につきましては、令和5年度の単費で、できましたら泉南市、阪南市内での建築関係の業者さんに、できれば業務のほうをお願いするというので、これは単年度で予算を計上させていただいている分でございます。次期ごみ処理施設整備に係る基本計画とは分けて考えているということでございます。

以上です。

○議長（見本栄次君） 10番、古谷議員。

○10番（古谷公俊君） 最後の質問だけ、ちょっと。すみません。

ということは、古木課長の言われたのは、地元の業者の方がこっちの委託の3行目の温水プールの解体だと。それで、ごみ処理のほうは地元には当たらないと。そういう、もう既に契約しているから。

分かりました。すみません。

以上です。

○議長（見本栄次君） ほかに質疑はございませんか。ありませんか。

3番、中村議員。

○3番（中村秀人君） よろしくお願ひします。

予算書14ページ、工事請負費でお伺ひします。

5億9,169万円、この金額なのですが、例えば炉が更新された、例えば新しい焼却炉になった場合も、同等の金額が発生するのか、その辺を教えてください。

○議長（見本栄次君） 古木事業課長。

○事業課長（古木康之君） それでは、お答えさせていただきます。

工事請負費の一番上に提示してございますごみ焼却設備定検工事、これにつきましては、新しい炉が稼働いたしましても毎年発生してくるものでございます。金額につきましては、その年その年の点検内容で若干上下すると思いますが、定検工事につきましては毎年あるものと理解していただきたいと考えております。

それ以下の工事につきましては、数年で、耐用年数がやっぱりありますので、計画的に実施をしているという分でございます。

以上です。

○議長（見本栄次君） 3番、中村議員。

○3番（中村秀人君） そうですね。僕、以前も聞いたんですが、キルンなんていうのはもう古いタイプで、なかなかこういうような工事も発生しないと思いますので、今の古いままでいくと、付け焼き刃でどんどんこういうような費用がかかるということですね。

その中で、クレーンの設備更新工事とある、これ1億2,320万円、非常に高額なんですけど、これは新規のものを更新して、今後、これ建屋が変わったときにこのクレーンもそのまま使うということによろしいんでしょうか。

○議長（見本栄次君） 古木事業課長。

○事業課長（古木康之君） お答えさせていただきます。

クレーン設備更新工事につきましては、主な工事内容といたしまして、灰クレーンを更新する予定でございます。灰クレーンといいますのは、焼却された焼却灰をつかんで、10トンダンプカーに載せる設備でございます。

焼却炉は2つあるんですが、灰クレーンは1つしかございませんので、常に稼働する状態を保っていなければなりませんので、万全の整備を必ずしなければなりません。灰クレーンにつきましては、既にもう耐用年数が過ぎておりますので、令和5年度で更新をし、そして、既設炉が廃炉になるまでそれを使い続ける予定でございます。

ただし、新施設になりましたら、今回更新予定の灰クレーンは使えず、また新しいクレーン設備を使うことになると考えております。

以上です。

○議長（見本栄次君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

○議長（見本栄次君） 10番、古谷議員。

○10番（古谷公俊君） 議長、申し訳ない、もう一個だけ。

すみません、見落としていたんですけれども、温水プールの指定管理料の金額なんですけど

れども、これ、今回もうしようがないんですけれども、この委託料の内訳ですよ。それと一つ、何に使われているのかどうか、細かいのをちょっと出してもらいたいなというので、次回でいいんですけれども、ちょっとそれだけ、またお願いします。

○議長（見本栄次君） よろしいですか。

○10番（古谷公俊君） 何でかというたら、今後、また泉南でできる可能性もあるので、落とせるものとかいろいろそういうのは、毎年これだけの金額、3,000万円使っているの、人件費とかその点もあると思うので、ちょっとその辺精査したいと思うので、またお願いします。

今後、議会次、僕らも1年しかないんですけれども、この辺、ちょっと精査していきたいと思しますので、よろしくをお願いします。

○議長（見本栄次君） 分かりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（見本栄次君） ないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（見本栄次君） 討論ないようですので、これで討論を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第8、議案第5号 令和5年度泉南清掃事務組合一般会計予算について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（見本栄次君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。



◎議員提出議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（見本栄次君） 日程第9、議員提出議案第1号 泉南清掃事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきまして、提案者より説明を求めます。

森副議長。

○12番（森 裕文君） ただいま上程されました議員提出議案第1号 泉南清掃事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてにつきまして、賛成議員のご了解をいただきまして提案理由の説明を行います。

議会議案書1ページをお開き願います。

提案理由としまして、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が令和3年5月に公布されたことに伴い、個人情報保護法が改正され、同法の規定が執行機関には直接適用されるが、地方議会は国会同様、適用対象外とされたことから、議会における個人情報保護において所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものであります。

それでは、条例の内容につきましてご説明申し上げます。

議会個人情報保護条例については、全国都道府県議会議長会からの参考条例案を基に、各自治体議会が制定しており、泉南・阪南両市議会においても令和4年12月議会において制定していることから、本組合条例につきましても、参考条例案及び両市条例に基づき制定いたします。

以上、甚だ簡単ではございますが、議員提出議案第1号の説明とさせていただきます。

以上、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（見本栄次君） どうもありがとうございました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（見本栄次君） 質疑ないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（見本栄次君） 討論ないようですので、これで討論を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第9、議員提出議案第1号 泉南清掃事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（見本栄次君） 異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。



◎閉会の宣告

○議長（見本栄次君） お諮りいたします。

本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これをもちまして閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（見本栄次君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会することに決定いたしました。

本日の会議を閉じます。

令和5年第1回泉南清掃事務組合議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時40分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年3月27日

議 長 見 本 栄 次

署 名 議 員 岡 田 好 子

署 名 議 員 谷 藤 麻 由 奈